

人口減少対策データ分析・調査事業にかかる企画提案仕様書

1 目 的

データサイエンスに関するスキルをもつ大学教員等の外部人材を活用し、福井県をフィールドとした人口減少の実態等の調査分析およびデータに基づく効果的な対策の提案を受けることにより、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の手法に基づき、新たな人口減少対策を立案・実行することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 自然減・社会減に関する本県特有の要因や構造的課題に関する調査分析
- (2) (1) の分析結果および国内外の事例を踏まえた新たな人口減少対策の提案

3 内 容

- (1) 自然減・社会減に関する本県特有の要因や構造的課題に関する調査分析
 - ・国勢調査や人口動態統計調査など、国および県・市町が公開している統計データ等を活用し、必要な二次分析を行うとともに、中長期的な推移や北陸地域等との比較分析を行い、本県の人口減少の特徴や課題等をデータに基づき整理する。
 - ・完結出生児数など、全国データしかない統計調査について、独自の推計を行うなど、本県の状況把握に努める。
 - ・若者の結婚意欲の低下や転職による県外転出の状況など、統計データでは把握できない県民の行動変化等について、ヒアリング調査やアンケート調査等の手法により追加調査・分析する。
 - ・本県の人口減少の現状および課題等については、「福井県の人口の動向と将来見通し」および第2期「ふくい創生・人口減少対策戦略」（素案）を参照する他、業務実施に当たり、県から提供を受ける。
- (2) データ分析の結果等に基づく新たな人口減少対策の提案
 - ・他地域や海外の先進事例など、モデルケースとなる情報を収集・整理する。なお、本県の社会構造や我が国の社会保障制度等を考慮し、本県において実現可能な事例に限る。
 - ・新たな対策の提案については、国が法令等に基づき一律に実施するものではなく、県が実施主体として実行可能な施策を検討する。
 - ・「3人っ子応援プロジェクト」など、本県が実施してきた主要な施策の効果検証を行うとともに、第2期「ふくい創生・人口減少対策戦略」（素案）等を参照し、既存施策との整合性や実現可能性等を十分に検討し、新たな対策を提案する。
- (3) 共通事項
 - ・分析対象が広範にわたるため、原則として、自然減または社会減のいずれかに限定して調査・分析を行うものとするが、自然減・社会減を一体的に調査・分析することも可とする。

- ・受託希望者は、本委託業務により実施しようとする調査・分析の概要および実施体制を記載した企画提案書を提出する。また、契約締結に当たっては、業務計画書を作成し、県の承認を得た上で業務に着手する。
- ・業務実施に当たっては、県（未来戦略課、関係課）および市町、データサイエンスの専門家からなるプロジェクトチームと定期的な打合せを行い、適宜、必要な助言・指示を受ける。

4 経 費

- ①消耗品費
- ②賃金（担当教員等の人件費相当額を含む）
- ③報償費
- ④旅費
- ⑤食糧費（ヒアリング調査等における飲み物代など、軽微なものに限る）
- ⑥使用料および賃借料
- ⑦通信運搬費
- ⑧印刷製本費
- ⑨委託料（事前に県の承認が必要）
- ⑩間接経費相当額（１０％以内）

5 委託期間

契約の日から令和２年１２月１８日まで

6 委託金額

上限２，２００千円（税込）／件

7 委託対象者

データサイエンスに基づく調査分析・政策立案の経験を有する大学教員等（大学教員等のグループを含む）や民間企業、大学・研究機関等

8 成果報告等

受託者は、９月末までに、調査分析業務を概ね完了させ、中間報告書として提出すること。

委託事業が終了したときは、委託期間終了日までに委託事業の実績報告書および収支決算書を作成し福井県に提出すること。

なお、調査分析結果の概要について、福井県長期ビジョン懇話会等において報告を求めることがある。

9 留意事項

（１）一般的事項

- ①業務の遂行状況については、随時報告を行うこと。
- ②業務の遂行に際して必要な旅費等は契約金額に含むものとする。
- ③業務の遂行に際して必要な資料等は、受託者において手配するものとし、費用は契約金額に含むものとする。

- ④本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ⑤本業務に関連する書類や会計帳簿、その他の収支に関する証拠書類を整備し、委託業務の終了年度の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ⑥委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密情報や個人情報等について厳重に取り扱うこと。

(2) 業務体制

- ①今回の委託に際して、福井県と迅速かつ十分な協議を行える体制が整備されていること。
- ②福井県と連絡調整を行う責任者を定めること。なお、責任者は委託業務を総括することとし、福井県からの指示はすべて責任者を通じて行うこととする。
- ③県からの指示、問合せ、連絡に対して、速やかな対応を可能とすること。
- ④福井県と協議したスケジュールに基づき業務を行うとともに、変更があるときは、必ず事前に福井県と再協議を行うこと。

10 著作権

本業務における制作物の著作権は、福井県に帰属するものとする。また、第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。

11 協議

この仕様書について疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、福井県と協議すること